

# ○福岡県立大学ソーシャルメディア利用ガイドライン

平成31年2月18日  
情報セキュリティ委員会

## 1 目的

本ガイドラインは、本学の学生・教職員が公私を問わず、ソーシャルメディアを利用するにあたりトラブル等の被害者や加害者にならず、ソーシャルメディアを適切に利用してもらうための指針を定めたものです。

## 2 定義

- (1) ソーシャルメディアとは利用者が情報を発信してコミュニケーションを可能とするTwitter、Facebook、LINE、Instagramなどに代表される電子的なメディアをいいます。
- (2) 本学の学生とは、学部生、院生、科目等履修生、研究生、留学生、認定教育課程の研修生などの本学に在籍しながら学ぶ者を、本学の教職員とは、職位や職種などに関係なく、本学の教育研究や大学運営の業務を行っている者すべてをいいます。

## 3 利用の基本原則

- (1) 法律等を守りましょう  
他者の基本的人権を尊重すること。プライバシー権、肖像権、著作権、商標権などを侵害しないよう注意しましょう。また、海外旅行や留学中は外国の法令を遵守するとともに、その国の慣習等も尊重しましょう。
- (2) 守秘義務を守りましょう  
学生は授業、実習、アルバイトをはじめ、学生生活などで得た個人情報、企業情報、実習施設情報などを発信してはいけません。教職員は職務上知り得た守秘義務のある情報を発信してはいけません。
- (3) 正確な情報を適切な表現で発信しましょう  
自分が掲載する内容には責任をもち、正しい情報を発信するようにしてください。虚偽はもちろんのこと、不確かな情報を発信してはいけません。また、誤解を招かないような適切な表現をするよう努めましょう。他人の悪口やわいせつな内容など、他者を不快にさせる表現は止めましょう。
- (4) 慎重に行動し、誠実に対応しましょう  
ソーシャルメディアへの発信にあたっては、インターネット上で不特定多数の者に公開された情報は、直ちに誰もが閲覧できるようになるとともに、完全に削除することが難しくなります。このことを念頭において、自らの安全と大切な関係者の安全、他者

の権利等を侵害しないか等十分検討し、慎重に行動しましょう。

また、万が一自ら発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を与えた場合は、誠実に対応しましょう。

#### (5) 安全性の確保

自らの個人情報を発信する場合でも、その必要性や自らの身の安全を良く考えてから行いましょう。不用意な発信は思わぬ形で悪用され、事件・事故につながる恐れがあります。

## 4 禁止事項

次に掲げる情報を発信してはいけません。

- ① 反社会的行為や不法行為をあおる情報
- ② 発信することについて許可を得ていない他者の個人情報
- ③ 人種、思想、信条、宗教等に関する差別的な内容の情報
- ④ 誹謗中傷、事実の歪曲など、他者の正当な権利や名誉などを損なう恐れのある情報
- ⑤ その他法令違反や公序良俗に反する内容を含む情報

※ 非違行為等により、本学または第三者に損害を与えた場合、懲戒処分等の対象となったり、損害賠償を請求される場合があります。

## 5 学内の相談窓口

ソーシャルメディアを利用してトラブルが起きた（起きそうな）時、トラブルにつながりそうな情報を見つけたときの相談窓口は次のとおりです。

- 情報セキュリティ管理者（経営管理部長）